

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第9回 内閣と行政権（2）

4. 内閣・内閣総理大臣の権能

- ・ 内閣の職権は、閣議により行われる（内閣法4条）。閣議は原則として非公開である。
- ・ 内閣の権能には、法律の誠実な執行と国務の総理（73条1号）、外交関係の処理（73条2号）、条約の締結（73条3号）、官吏に関する事務の掌理（73条4号）、予算の作成と国会への提出（73条5号）、政令の制定（73条6号）、恩赦の決定（73条7号）、天皇の国事行為に対する助言と承認（3条、7条）、衆議院の解散（後述）、最高裁判所長官の指名（6条2項）、最高裁判所のその他の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任命（79条1項、80条1項）などがある。
- ・ 内閣総理大臣の権能には、国務大臣の任免権（68条）や国務大臣訴追の同意権（75条）などがある。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し（72条）、法律・政令へ連署する（74条）。
- ・ 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する（内閣法6条）が、閣議にかけて決定した方針がない場合でも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有すると解される（ロッキード事件丸紅ルート最高裁判決（最大判平成7年2月22日刑集49巻2号1頁））。
- ・ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う（66条3項）。
- ・ 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない（69条、70条）。

5. 議会と政府との関係

- ・ 議会と政府との関係については、国民が議会と政府とを直接に選出し、政府と議会とが厳格に分立している首長制（大統領制）と、国民が議会を選挙で選出し、その議会によって政府を選出させ、議会と政府とを一応分離したうえで、政府に対して議会による民主的統制を及ぼす議院内閣制とがある。
- ・ 議院内閣制の本質を挙げるとき、(1) 議会と政府とが一応分離していること、(2) 政府が議会に対して連帯責任を負うこと、(3) 政府が議会の解散権をもつこと、という3つが考えられるが、そのうち(1)と(2)を本質であるという見解と、それに加えて特に(3)も本質であるという見解とが対立している。

- ・ 日本国憲法が国政について議院内閣制を採用していることは、内閣が連帯して国会に責任を負うこと（66条3項）、内閣総理大臣を国会が指名すること（67条1項、2項）、内閣総理大臣その他の国务大臣の過半数が国会議員であること（67条1項、68条1項但書）、衆議院が内閣に対して不信任決議を行いうること（69条）からも明らかである。一方、地方政治においては、首長制が採用されている（93条2項）*1。

*1 ただし、地方自治法178条は、議会と政府との間で牽制の手段を設けている。すなわち、地方公共団体の議会は、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者が賛成をもって、不信任の議決を行いうる。この場合、地方公共団体の長は、10日以内に議会を解散できるが、解散しないとき、または解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決をしたときは、首長は失職する。

【宿題】 苫米地事件東京高裁判決（II-172）及び衆参同日選挙事件名古屋高裁判決（II-173）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q9-1 内閣総理大臣の地位と権能に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 内閣総理大臣が欠けたときは、内閣は総辞職しなければならない。なぜなら、憲法は、内閣総理大臣に「首長」たる地位を与えており、これが欠けた場合には内閣の一体性が失われることになるからである。
- イ. 内閣総理大臣は、国务大臣の任免権を有するから、その意思に反しても一方的にこれを罷免することはできる。ただし、国务大臣を罷免する場合には、閣議において他の国务大臣の承認を求めなければならない。
- ウ. 最高裁判所の判例の趣旨によれば、内閣総理大臣は、行政各部に対する指揮監督権を有するので、各国务大臣が所管事項についてする行政指導に対し指示を与えることも内閣総理大臣の権限の範囲内というべきである。

Q9-2 内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 議院内閣制に関する責任本質説は、内閣の国会に対する連帯責任、衆議院の内閣不信任決議権、内閣の衆議院解散権を、議院内閣制の必須の要素としている。
- イ. 内閣は憲法第73条第1号により法律を誠実に執行する義務を負うが、他方、憲法第99条により憲法尊重擁護義務をも負うので、内閣が違憲と解する法律が成立した場合には、一時的であれば、その執行を停止することができる。
- ウ. 内閣総理大臣は国务大臣の任免権、国务大臣の訴追に対する同意権及び予算の作成・提出権を有するが、これらはすべて内閣総理大臣の専権事項であるので、閣議にかけて決定する必要はない。